

# 家屋の全棟調査

固定資産税課税台帳と照合し、市内の家屋を正しく把握するための調査を行います

調査期間 平成 28 年度、同 29 年度の 2 年間

調査区域

【第 1 期 ～平成 29 年 2 月】

犬上川より北の地域

【第 2 期 平成 29 年 3 月～同 12 月】

犬上川より南の地域

調査の流れ

■家屋 未特定家屋（現地確認の必要がある建物）を抽出して、家屋要件の有無を確認します。調査で家屋に該当する場合は、調査依頼文書を所有者に送付します。

▶家屋の判断基準 外気を遮断できる構造で、土地に定着して建物として使用されていること（ビニールシートなど耐久性が不十分なものや、老朽化による劣化が激しい廃屋などは対象外）

■土地 家屋調査に併せて土地の利用状況も確認します。造成済の土地や家屋が建築されている土地が農地として課税されている場合は、見直しを行います。

また、家屋がない土地に住宅用地特例（※）が適用されている場合は見直しを行います。

※住宅の敷地用に供されている土地は税額が軽減される特例

その他 調査は敷地外から確認しますが、許可を得て敷地内に立ち入る場合のほか、調査記録として家屋や敷地を写真撮影をすることがあります。

調査員 調査は、名札、徴税吏員証や固定資産評価補助員証を携行した税務課職員が行います。職員が耐震診断・リフォーム・火災報知器、消火器などのセールスを行ったり、家屋や敷地に関する以外の情報を質問したりすることはありません。なりすましにご注意ください。

問い合わせ先 市税務課資産税係 ☎ 30-6138、FAX22-1398



現在、市民課の窓口が混み合っており、交付などの受付に時間がかかっています。

住民票や戸籍および印鑑登録の証明書の交付、転入・転出・転居などの住所異動届出は、稲枝支所と各出張所（鳥居本、高宮、河瀬、亀山）でも受け付けています。

いずれも開庁時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

困市民課

住民票や戸籍など支所・出張所でも交付できます

マイナンバーカードの交付

月曜日は混雑します

マイナンバーカードの交付手続きには、暗証番号の設定などを行うため、一人あたり 20～30 分かかります。待ち時間を短くするため、受付の前に持ち物の確認と、受取票の記入をお願いします。

また、マイナンバーカードを交付するシステムの使える時間が全国で決まっているため、受付は午後 5 時（木曜日は午後 6 時 30 分）までお願いします。なお、受付待ちの人が多い場合は、受

4月1日就任  
かねこ たかあき  
金子 隆昭  
彦根市病院事業管理者

市立病院では、新たに特別職の病院事業管理者を置くことになりました。管理者の任期は 4 年間です。金子管理者は、市立病院長を引き続き兼務します。

付時間中でも受付を終了することがあります。ご理解ご協力をお願いします。困市民課では、マイナンバーカードの交付にかぎり、第 2、第 4 日曜日（午前 8 時 30 分から正午、6 月までにカードを受け取ることができません。※5 月のみ第 2、第 5 日曜日）

付時間中でも受付を終了することがあります。ご理解ご協力をお願いします。困市民課では、マイナンバーカードの交付にかぎり、第 2、第 4 日曜日（午前 8 時 30 分から正午、6 月までにカードを受け取ることができません。※5 月のみ第 2、第 5 日曜日）

稲枝支所でもカードを受け取ることができます

同支所で受け取りを希望

問い合わせ先 困市民課 ☎ 30-6111 番、FAX 22-1398 番

する場合は、直接申し込んでください。予約時に案内はがきに書かれた管理番号が必要になります。案内はがきが届いてから申し込んでください。

マイナンバーカードや住民基本台帳カードで、彦根城・玄宮園・彦根城博物館・夢京橋あかり館を無料で観覧することがあります。

通知カードでは、無料になりません。

## 意見公募手続制度 結果のお知らせ

彦根市公共下水道事業・第 5 期経営計画（素案）

意見の件数	0 件
-------	-----

問い合わせ先 市上下水道総務課 ☎ 24-8477、FAX24-4054

彦根市市民交流センターの設置および管理に関する条例（素案）

意見の件数	33 件
案の修正を行わないもの	31 件
既に案に記載済みのもの	2 件

問い合わせ先 市東山会館 ☎ FAX23-3582

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（改正素案）

意見の件数	0 件
-------	-----

問い合わせ先 市情報政策課 ☎ 30-6104、FAX22-1398

彦根市観光振興計画（素案）

意見の件数	0 件
-------	-----

問い合わせ先 市観光企画課 ☎ 30-6120、FAX24-9676

彦根市国民健康保険データヘルス計画（素案）

意見の件数	0 件
-------	-----

問い合わせ先 市保険年金課 ☎ 30-6112、FAX22-1398

彦根市の燃やすごみのうち、水を含んだ重量で約 30% を紙類が占めています。紙のリサイクルを進めることで、燃やすごみの量を減らすことができます。

行政回収や、地域の集団回収だけでなく、最近ではスーパーマーケットやドラッグストアなどでも、紙類の回収が行われています。これらの回収を、積極的に活用して紙のリサイクル推進にご協力ください。

雑紙とは

雑紙は、家庭から出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック（牛乳パックのいすれの区分にも分類されない古紙のこと）、コピー紙、包装紙、紙袋などです。

このような雑紙も、分別をすれば、リサイクルすることのできる大切な資源です。安易に燃やすごみとして出さず、分別してリサイクルすることで、燃やすごみの減量や、リサイクル率の向上につながります。

禁忌品に注意

感熱紙や銀紙、紙コップなど、特殊な加工が施された紙は、禁忌品と呼ばれ、リサイクルの妨げとなります。これらは、古紙の中へ混ぜないようご注意ください。

雑紙をリサイクルへ

行政回収では、雑紙を束にするか、雑誌の束に挟み込んで集積所に出すことで回収を行っています。また集団回収でも、同様に回収をしていただくことが可能です。回収する事業者によって、収集方法が異なる場合がありますので、事前に各事業者へご確認ください。

また、スーパーマーケットやドラッグストアなど店舗での回収でも、雑紙の回収を行っているところも有ります。詳しくは各店舗の案内をご確認ください。

問い合わせ先 市生活環境課 ☎ 30-6116 番、FAX 27-0395 番